

○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

平成30年9月定例会

農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、かんきつの被害状況と生産見込みについてであります。

このことについて一部の委員から、7月豪雨による果実や樹体の被害状況はどうか。また、本年の生産見込みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、今回の豪雨では、土砂崩れや園地への土砂流入等で果実や樹体の損傷が発生し、果実被害は約760ha、樹体被害は約430haとなっている。なかでも、崩落した園地の生産回復には7～8年はかかると見込まれており、かんきつ生産への影響は長期にわたるものと考えている。

また、全農えひめによる県下各JAの本年のかんきつ生産予想量は、9月1日現在で前年比99%と、昨年とほぼ同等の収量が見込まれている。このうち温州みかんについては、南予を中心に表年傾向で、同じ傾向であった28年産と比較すると全県で96%、また、南予地域の3つのJAにおける生産予想量は、前年比で103～108%、28年比で87～99%を見込んでいる旨の答弁がありました。

第2点は、樹園地の再編復旧についてであります。

このことについて一部の委員から、豪雨で被災した樹園地では、緩傾斜化による再編復旧が必要であると考えるが、今後、どのように進めるのか。また、合意形成には時間を要すると思うが、県はどうか対応するのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県では、大規模な区画整理を伴う再編復旧プランの提案に向け、10地区で現地測量を行い、整備構想図を作成することとしており、完成した整備構想図を年内に関係者に提示しながら合意形成を進めていきたい。そして、事業着手の目途が立った地区については、来年3月以降、国へ事業採択を申請し、承認を経た上で計画策定、実施設計を行うこととなり、最短で2021年度の着工となる。

産地の復旧・復興に向け、できるだけ早く着手したいと考えており、合意形成に時間を要する地区についても、粘り強く取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第3点は、被災農業者向け経営体育成支援事業についてであります。

このことについて一部の委員から、被災農業者の支援に向け、市町では、既に現地に入って事業の説明を進めていると聞いているが、事業の進捗状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、8月に国から事業の実施が示されて以降、関係者に対し、延べ11回の事業説明会を開催したほか、県のホームページに、本事業をはじめとする支援策を取りまとめた手引きを掲載するなど、きめ細かく制度の周知に努めてきたところである。

第1回目の要望調査では、9市町から55経営体、事業費約6,100万円の申請があったが、甚大な被災状況からすると、今後、相当数の申請が見込まれるため、国と協議し、できる限り長期の要望期間を設けることで、被災した農業用施設や機械等の復旧を数多く支援したいと考えており、一日も早い本格的な営農再開を強力に後押ししていきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・みかん研究所の被害状況と今後の対応
- ・被災製品の販売支援
- ・農林災害におけるドローンの活用
- ・新たな森林管理システムの防災面での効果
- ・7月豪雨と赤潮による水産物の被害

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。